

成田市都市計画審議会 会議概要

1 開催日時

平成25年2月6日(水) 午後1時30分から午後3時

2 開催場所

成田市花崎町760番地

成田市役所 議会棟3階 執行部控室

3 出席者

(委員)

宗藤会長、片岡委員、宍倉委員、石川委員、山崎交通課係長(坂本委員代理)、海保委員、伊橋委員、一山委員、飯島委員、茂手木委員、加藤委員(順不同)

(事務局)

(議案第1号)

金岡都市部技監、宇澤都市計画課長、藤掛主幹、後藤副主幹、會嶋主査、富澤主査、飯嶋主任主事、古舘主事補

(議案第2号)

鈴木公園緑地課長、濱崎主査

(議案第3号)

松本下水道課長、大塚主任技師

4 議題

議案第1号 成田都市計画高度地区の変更について(成田市決定)(付議)

議案第2号 成田都市計画生産緑地地区の変更について(成田市決定)(付議)

議案第3号 成田都市計画下水道の変更について(成田市決定)(付議)

5 議事(要旨)

議案第1号、「成田都市計画高度地区の変更について」の付議案件については、成田ニュータウン地区の高度地区に最高高さ制限を導入することについて、原案のとおり全会一致にて可決した。

議案第2号、「成田都市計画生産緑地地区の変更について」の付議案件については、並木町地先の生産緑地地区の指定廃止について、原案のとおり全会一致にて可決した。

議案第3号、「成田都市計画下水道の変更について」の付議案件については、飯仲地区と宗吾地区の各一部の区域を新たに追加することについて、原案のとおり全会一致にて可決した。

意見の詳細、質問および回答内容については以下のとおり。

(質疑応答)

議案第1号 成田都市計画高度地区の変更について（付議）

質 問（委 員）

意見書に対する市の考え方に記載がある、最高高さ制限の特例として定める内容について、詳しく説明願います。

回 答（事務局）

具体的には、議案書7ページ、規定書第3の適用除外の（3）、地区計画で建築物の最高高さを定めた場合には、最高高さ制限を適用しない旨を規定しております。

質 問（会 長）

地区計画で定められた高さについては、20m、31mといった最高高さ制限を適用しないで、それを越えることが出来るという意味ですか。

回 答（事務局）

そうです。

意 見（委 員）

ニュータウン地区の建築物の高さ制限については、地域の自治会から請願が出され、議会において採択しております。地区計画で、定めた高さが適用除外となつて最高高さ制限を超えた場合、採択された請願との整合性が図られるのか。

回 答（事務局）

地区計画を定める場合には、周辺環境へ配慮した計画を認めることになるため、請願との整合性が図られるものと考えております。

意 見（委 員）

心配されるのは、地区計画が周辺の住民に周知され、計画内容について、市側と住民側の意見交換がなされるような機会が設けられなければ、整合性が図られないのではないのか。

回 答（事務局）

地区計画を策定するにあたっては、縦覧手続きや説明会における意見聴取をおこなった後、都市計画審議会に付議されるようになります。

意見（委員）

最高高さの制限を20m、31mとしているが、それは法的な根拠や指針等に基づくものなのか。

回答（事務局）

最高高さの制限については、旧建築基準法の基準において、住居地域における強固な建築物については、65尺・約20mまで、また商業系地域においては、100尺・約31mまでという従来の建物の尺度から算出したものです。

質問（会長）

法律等の規定によるものではないということですか。

回答（事務局）

そうです。また、現在建築されている建築物の高さを参考にしております。

質問（委員）

最高高さの制限の導入については、地域の住民が計画された建築物の高さを受け入れられないような意見があったから、市として今回最高高さを設けるということか。

回答（事務局）

過去において、高層マンションの建築計画があり、地域の住民からの陳情が議会において請願として採択された経緯を重く考えまして、最高高さ制限の導入をおこなうものです。

意見（委員）

回答は求めませんが、規制を行えば、高層マンションに住みたい若い世代にとって、魅力のある街づくりが出来なくなるという事もある。

一方で高さを受け入れられない住民がいることも理解できる。今回の計画は市として重大な計画になるのではないか。

意見（会長）

貴重なご意見とさせていただきますと思います。

審議結果：挙手全員により原案を可決。

議案第 2 号 成田都市計画生産緑地地区の変更について

(質疑・意見無し)

審議結果：挙手全員により原案を可決。

議案第 3 号 成田都市計画下水道の変更について

意見(委員)

位置図について、具体的な場所が解り難いため、位置を説明願いたい。

回答(事務局)

飯仲地区については、現在建設中の公津の杜中学校の南側の集落になります。宗吾地区については、宗吾霊堂の交差点から印旛沼方面に約 300 m 進んだ国道 464 号線沿いの集落です。

審議結果：挙手全員により原案を可決。

6 傍聴

傍聴者 2 名

7 次回開催日時(予定)

平成 25 年 4 月 予定